

第四十五号

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例（平成二十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林整備加速化・林業再生事業費補助金等に係る事業の実施期限が廃止されたことに鑑み、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の失効規定を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。